

2吹福障第1401号
令和2年7月3日
(2020年)

障害福祉サービス事業者 各位
障害者支援施設事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの配布について
(お知らせ)

日頃から、本市障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止の取組といたしまして、本市では標記にかかる商品を一括調達し、本市に事業者登録され、所在する各事業所様に配布させていただきますので、お知らせいたします。先日御照会させていただきましたアンケートに基づき、1事業所様あたり月々9リットルを、令和2年7月より令和3年3月までの間配布する予定です。

当面は国の優先供給スキームを活用し、提携している製造事業社より、事業所様に直送いたしますが、商品につきましては毎月同一にはならない可能性がございますので御了承ください。

本支援は毎月定量配布(9リットル)を行うプッシュ型支援を予定しており、本市において各事業所様への配送管理を行います。今後の事業所様の在庫状況や保管場所の問題等により、(一時的に)配布を停止いただくことができますので、(一時的に)配送の停止を希望される場合は、本市支給管理グループまで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、消毒用アルコールについては、今後配布される消毒用エタノールの貯蔵量により、消防法や火災予防条例の規定が準用される場合があります。一定量(80リットル)以上保管される場合、添付しております「吹田市消防署管轄区域図」を御参照いただき、事業所様の所在地を管轄する各消防署へ、法令上の手続きが必要になるかどうかを御相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また期間中に、御使用量や在庫の状況に係る調査を行いますので、合わせて御協力のほど、よろしくお願いいたします。

問合せ先(配布について)
吹田市役所本庁115番窓口
吹田市福祉部障がい福祉室
支給管理グループ

Email: kanri-shogai@city.suita.osaka.jp

TEL: 06-6384-1346

FAX: 06-6385-1031

問合せ先(貯蔵にかかる規定について)
事業所様の所在地を管轄する各消防署
(別紙参照)